平成２５年（フ）第４３３号
栃木県日光市大室1839番地106
債務者　格口　竹美
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３８号
栃木県宇都宮市北一の沢町９番14号　藤ハイツ北一の沢Ｂ302、前住所栃木県宇都宮市駒生２丁目５番６号
債務者　天谷　直貴
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２号
群馬県吾妻郡草津町大字草津235番地71
破産者　有限会社相京
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５３号
徳島県小松島市小松島町字外開28番地５
破産者　有限会社千歳タクシー
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８６９号
福岡市博多区東那珂３丁目６番45号
破産者　株式会社永光
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３７２号
福岡市中央区白金１丁目18番37号
破産者　医療福祉建設株式会社
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０５号
福岡市中央区桜坂２丁目１番44号
破産者　有限会社エルマー
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５０２号
北海道江別市工栄町２番地５
破産者　ユニオン家具工業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２号
岩手県宮古市津軽石第２地割58番地
破産者　有限会社ジャパン・サーブ
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第２８２号
栃木県那須塩原市豊浦北町74番地14
破産者　庄司　　優
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２４号
栃木県那須郡那珂川町小川2871番地
破産者　川那子和枝
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８５号
栃木県矢板市末広町12番地２　サンハイツ田村103号、前住所栃木県塩谷郡塩谷町大字田所2214番地12
破産者　飯村　邦昭
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９８号
埼玉県春日部市下柳1251番地１
破産者　有限会社ノーブルプランニングジャパン
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１２９３号
広島市安佐南区祇園１丁目７番８号
破産者　株式会社キャピタル
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９３５号
福岡県北九州市八幡西区香月中央２丁目10番24号
破産者　医療法人西和会
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０号
山形県鶴岡市本郷字中田35番地の４
破産者　株式会社小野寺工業
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第９１号
東京都青梅市新町４丁目25番地の12ウエスト21―203
破産者　南　美喜雄
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３０６号
東京都羽村市緑ヶ丘１丁目18番地10
破産者　株式会社東海ハウジング
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４１３号
東京都多摩市諏訪３丁目１番地１―801
破産者　門　　俊清
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４０号
新潟県柏崎市安田194―１
破産者　柏崎シルバー精工株式会社
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
長野県飯田市松尾代田896番地、商業登記簿上の本店所在地長野県飯田市鼎一色22番地12
破産者　株式会社朝本組
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部